

特殊肥料の生産業者（輸入業者）の届出に必要な書類

- 1 「様式第 12 号 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書」 2 部
- 2 登記簿抄本又は謄本（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）
 - ※ 法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として届出書の受理はできません。
 - ※ 届出住所と生産（輸入）場所、保管場所の所在地が異なりで、登記簿抄本等又は住民票で所在地を確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。
- 3 肥料成分分析結果（写し）
 - (1) 「堆肥」、「動物の排せつ物」の場合
 - 窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素／窒素比
 - 銅全量（豚ふんを原料にする場合）
 - 亜鉛全量（豚ふん、鶏ふんを原料にする場合）
 - 石灰全量（石灰を原料にする場合）
 - 水分含有量（上記含有量を乾物当たりで表示する場合）
 - その他、原料肥料に含まれ得るその他の成分（任意表示）
 - (2) (1) 以外の特殊肥料の場合
 - 原料肥料に含まれる主要な成分
 - (3) 混合特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物を原料に含む場合）の場合
 - 堆肥、動物の排せつ物を原料とする場合は、表示されている成分（炭素／窒素比を除く。）
 - その他、原料肥料に含まれ得るその他の成分（任意表示）
 - (4) (3) 以外の混合特殊肥料
 - 原料肥料に含まれる主要な成分
 - ※ 分析手法は、肥料等試験法（独立行政法人農林水産省消費安全技術センター法）で行ってください。
- 4 生産工程の概要（造粒、成形及び圧ぺんする場合は、その加工法も記入）
 - ※ 概要はフロー図で示してください。
- 5 原料の入手先・入手経路（輸入業者の場合は肥料の入手先、入手経路を記入）
 - ※ 入手先は法人（個人）名及び住所を記してください。
- 6 生産する事業場及び保管する施設の位置図
 - (1) 生産する事業所（輸入業者の場合は不要）
 - (2) 保管する施設
 - ※ 市販の地図等をコピーしたものに書き込む形式で構いません。
 - ※ 職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。
- 7 輸入する場所（港）の所在地

8 その他資料

- (1) 生産施設を賃借して生産する場合
 - 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書
 - 賃貸借契約書の写し
 - 賃借する工場の見取り図
- (2) 委託により生産する場合
 - 委託による肥料の生産に関する届出書
 - 委託生産契約書の写し
 - 委託生産する工場の見取り図
- (3) 肉骨粉等を原料とする場合
「蒸製骨」、「肉かす」、「骨炭粉末」、「骨灰」、「にかわかす」、「堆肥」の6種類について、牛の部位を原料とする場合にあっては、牛のせき柱等が混合していないことを確認できる資料を添付する。
 - 製造基準適合確認書又は肥料原料供給管理票【農林水産大臣の確認】
 - 輸出国証明書（輸入の場合）

9 その他

返信用封筒及び切手

※受理通知および届出書の副本などA4用紙3枚程度を返信します。

- ※ 生産を開始する1週間前までに届け出てください。
- ※ 届出書類ができあがりましたら、確認のため事前にメール又はFAXにて送付して下さい。

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出
に必要な書類

- 1 「様式第 13 号 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書」 2 部
- 2 登記簿抄本又は謄本（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）
 - ※ 法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として届出書の受理はできません。
 - ※ 届出住所と生産（輸入）場所、保管場所の所在地が異なり、登記簿抄本等又は住民票で所在地を確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。
- 3 生産する事業場の位置図
- 4 保管する施設の位置図
- 5 輸入する場所（港）の所在地
- 6 その他
 - 返信用封筒及び切手
 - ※受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 2～5 の添付書類のうち、該当の変更を証明する書類を添付してください。

※原料の入手先等を変更する際には、事前に相談してください。

※変更後 2 週間以内に届け出てください。

特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出に必要な書類

- 1 「様式第 14 号 特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書」 2 部
- 2 返信用封筒及び切手
※受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 事業廃止後 2 週間以内に届け出てください。